

2024年10月11日

大阪市長 横山 英幸 様

大阪市西区江戸堀 2-7-32-304
全大阪生活と健康を守る会連合会
会 長 大 口 耕 吉 郎

平和と民主主義・くらしと健康を守る2025年度予算要望書

貴職におかれましては、府民・市民のくらしを守るため、日々努められていることに敬意を表します。

物価高騰の影響により、食料品や生活必需品、公共料金などくらしにかかわる多くの物の値段が上がり、府民・市民のくらしを直撃しています。さらに、能登半島では、2024年元旦に発生した地震被害に追い打ちをかけるように、9月には豪雨災害が発生し、さらなる支援が求められています。しかし、大阪府や大阪市は、万博やカジノ IR とそれに伴う大型開発を推し進めています。

さらに、3月末にはメタンガス爆発事故が発生し、台風や地震など自然災害に弱い危険な夢洲での万博に子どもたちを「無料招待」との名目で動員しようとしています。地方自治体に求められる役割は、住民の福祉と健康、いのちとくらしを守ることです。

今後さらに物価高騰などの影響で、住民のくらしは困窮し、いのちと暮らしが脅かされる状況が広がるのが懸念される中、貴自治体が住民のいのちとくらしを守る「地方自治の本旨」の精神を発揮し、次の項目を実現されるよう要望します。

記

1. カジノ・万博問題、大型開発について

1. 2025年の大阪・関西万博は中止すること。
2. 学校に対し、「万博への学校単位での招待事業」へ参加の強要はしないこと。
3. 大阪府・大阪市は夢洲への『IRカジノ』誘致はやめて、くらしや福祉・教育・災害施策に予算をまわすこと。大阪市は、土壌汚染対策費790億円の支出はやめること。
4. 阪神高速延伸・なにわ筋線・北港テクノポート線などの大型開発事業を中止し、公共事業は、学校・福祉・住宅・下水道など、生活密着型にきりかえること。

2. 物価高騰から住民の生活を守るため、大阪府・大阪市独自で緊急の支援対策を講じること。

3. まともな仕事と賃金の保障

- (1) 自治体として当面次のことを実現すること。
 1. 公的責任で自治体独自の求職相談窓口をつくり、雇用対策を強化すること。
 2. 働く人すべての賃金・安全対策など、労働基本権を保障すること。

3. 自治体職員を増員すること。その際、期限付などの非正規雇用はやめ、すべて正規雇用とし、自治体窓口業務などの民間委託はやめること。
 4. ブラック企業に対する大阪府・大阪市の対策本部を設置し、府（市）民への相談窓口を設けること。
 5. 自治体が発注する工事や委託事業などで働く労働者の賃金を保障する公契約条例を制定すること。
 6. 中小零細企業対策について
 - イ. 中小零細企業向けの公共事業を増やすこと。
 - ロ. 地場産業の振興育成をはかること。
 - ハ. 融資制度を拡充し、申請権の保障と添付書類を簡素化すること。申請・相談窓口の拡充を行うこと。大阪市は各区役所に申請・相談窓口を復活させること。
 - ニ. 中小零細企業への仕事づくりや生活支援、防災の観点から住宅リフォーム助成制度を実施すること。また、住宅保持の観点から分譲マンションも助成対象とすること。
- (2) 国に要求すること。
1. 雇用保険の失業給付期間を延長し、自己退職の給付制限期間をなくすこと。
 2. 雇用保険料の料率を引き下げること。
 3. 大企業の「リストラ・人べらし」計画を撤回するよう働きかけ、指導・監査を強化すること。
 4. 全国一律最低賃金制度と雇用の真の男女平等を確立し、当面時給 1500 円以上とすること。また、最低賃金を保障するための中小企業支援策も講じること。
 5. 労働者派遣法を廃止すること。派遣労働者・有期雇用労働者・パートタイマーや内職・家内労働を含め、労働基本権を確立し、生存権を守ること。
 6. ブラック企業に対する対策本部を設置し、相談窓口を設けること。企業名も公表すること。
 7. 残業代ゼロ制度(高度プロフェッショナル制度)など「働き方改革」一括法は廃止すること。

4. 税制の民主化について

- (1) 自治体として次のことを実現すること。
1. 自主申告納税制度を守ること。収支内訳書の強制や推計課税をしないこと。
 2. 個人事業税の事業主控除を大幅に引上げ、減免基準を明確にし、制度を拡充すること。
 3. 生活のための住宅や土地には税金をかけないこと。当面、固定資産税・都市計画税は引き下げること、また、減免制度を拡充改善すること。
 4. 失業等や公私の扶助を含めて住民税の減免基準を明確にし、制度を拡充すること。減免基準は生活保護基準を考慮し、大幅に上回るものにすること。自己都合も含め、すべての退職者に減免を適用すること。
 5. 生活実態を無視した住民税の資産差し押さえなど滞納処分はやめること。また、「申請型」の換価の猶予の案内を徹底すること。
 6. 大阪府は住民税減免基準の資産要件を撤回すること。
 7. 生活保護開始前の税の滞納は執行停止を適用するよう周知徹底すること。
 8. 非課税者には非課税通知を送ること。
 9. すべての要支援・要介護認定について、障害者・特別障害者控除を年齢などに関係なく無条件で認めること。

10. 申告書や届出等にマイナンバーの記入を強制しないこと。
- (2) 国に要求すること。
1. 税務相談停止命令制度は廃止し、納税者の権利を守ること。
 2. 小規模事業者（免税事業者）が取引から排除される恐れのあるインボイス制度は廃止すること。
 3. 消費税について
 - イ. 消費税は廃止し、当面5%に戻すこと。
 - ロ. 緊急措置として食料品など生活必需品は非課税とすること。
 - ハ. インボイス制度は廃止すること
 - ニ. 消費税の課税最低限は3千万円に戻すこと。
 4. 申告書や届出等にマイナンバーの記入を強制しないこと。
 5. 大企業・大銀行・大資産家への優遇税制をやめ、低所得者に対する大幅減税をすること。
 6. 給与所得控除と年金控除は元に戻すこと。
 7. 人的控除の額を引き上げ、老年者控除、年少扶養控除は復活させること。
 8. 赤字の中小企業にも課税される外形標準課税は実施しないこと。
 9. 住民税を年金から天引きしないこと。
 10. 自主申告納税制度を守り、不当な推計課税・収支内訳書の強要・事前事後の不当な調査をやめること。
 11. 生活費非課税の原則を守り、課税最低限を引き上げること。当面、生活保護基準以下（4人世帯350万円）は非課税にすること。基礎控除は120万円に引き上げること。
 12. 生活用の住宅や宅地への固定資産税と都市計画税は生活費非課税の原則をつらぬき課税しないこと。
 13. 年金からの天引き保険料は、扶養者の社会保険料控除として認めること。
 14. すべての要支援・要介護認定について、障害者・特別障害者控除を無条件で認めること。
 15. 実態を無視した住民税の滞納処分はやめること。
 16. 生活保護開始前の税の滞納は執行停止を適用するよう周知徹底すること。
 17. 個人事業主の自家労賃を経費として認めること。
 18. 家族従業者の働き分を認めない所得税法第56条は廃止すること。
 19. 確定申告書控への收受印の押印は継続すること。
 20. 政治資金収支報告書の未記載分については、課税対象とすること。

5. 生活保護の民主的实施について

- (1) 自治体として次のことを実現すること。
1. 生活保護制度は、憲法25条に基づく国民の権利であることを府民（市民）に広報やポスターなどを通じて、周知すること。
 2. 令和2年4月7日付「新型コロナウイルス感染防止等のための生活保護業務等における対応について」の厚生労働省事務連絡の精神に基づき、ひきつづき対応すること。
 3. 大阪市は、医療扶助の一部負担導入を求める国への要望をしないこと。
 4. 「職や住まいを失った方々への支援の徹底について」の厚生労働省通知に基づき、路上生活

者等に対する住居の確保や生活保護の申請など、公的責任で行うこと。

5. 申請権の確立について
 - イ. 申請用紙はカウンターに置いて申請権を保障すること。
 - ロ. 申請保護の原則を守り、口頭による申請も認めること。
 - ハ. 申請の意思を確認すること。
 - ニ. 申請の意思を示した時には、ただちに申請を受付けること。
 - ホ. 申請は、申請の意思を示した日とすること。
 - ヘ. 申請を受理する前に、相談の名をかりた調査はやめること。
 - ト. 本人の意思に基づく申請時の第三者の同席を認めること。
 - チ. 申請手続きは簡素化すること。
 - リ. 申請時の受付面接は、「福祉専門職」採用の職員が対応すること。
6. 申請時にしおりにもとづき権利と義務を説明すること。また、しおりは権利性を明確にしたものに改善すること。
7. 保護の決定は、申請日を含め 14 日以内を厳守すること。
8. 個人情報保護条例にも抵触する一括同意書は撤回すること。必要な場合については個別同意とすること。
9. 保護開始前に違法な就労などの「助言指導」はしないこと。大阪市は「助言指導書」を撤回すること。
10. ケースワーカーについて
 - イ. 「福祉専門職」採用の正規職員にすること。
 - ロ. 職員の配置は、被保護人員 60 人あたりに一人とし、当面、国で定められた標準数を守ることにすること。
 - ハ. 社会福祉法第 19 条に定められている通り「人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意がある」職員を採用・配置すること。
11. 関係部局との連携を徹底し、餓死・孤立死を出さないこと。
12. 扶養義務調査について
 - イ. 扶養照会はやめること。
 - ロ. 扶養照会を行う際は、本人の同意を得て行うこと。
 - ハ. 扶養照会文書に、申請者や被保護者の住所を記載しないこと。
 - ニ. 扶養義務者に収入申告、資産調査の強制をしないこと。
13. 資産申告書について
 - イ. 資産申告書提出の強要はしないこと。
 - ロ. 生活保護利用者に対して、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。
 - ハ. 生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については保有を認めること。
 - ニ. 預貯金等の保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。
14. 福祉事務所への警察 OB の配置をやめ、捜査まがいの調査をやめること。福祉事務所や面接室内に監視カメラは設置しないこと。
15. 住民による生活保護世帯への「密告」の制度化を実施しないこと。

16. 実態を無視した収入の見込み認定をしないこと。
17. 違法な「辞退届」の強要はやめること。
18. 実態を無視した就労指導はしないこと。大阪市は総合就職サポート事業をやめること。
19. 63条の適用について、収入認定は自立助長の観点で柔軟に対応すること。
20. 78条の適用について
 - イ. 生活保護法78条の機械的な適用はやめること。
 - ロ. 返還は、本人の了承なく機械的に生活保護費から天引きしないこと。
 - ハ. 「生活保護法第78条の2の規定による保護金品等を徴収金の納入に充てる旨の申出書」の強要はしないこと。
21. 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」の厚生労働省通知に基づき、保護費の返還金額については、単身5千円、複数世帯1万円程度を上限とする目安を守り、生活の維持に支障がないよう十分留意すること。
22. 80条の適用について、保護費の過誤払いについては、返済能力のない場合は返済を免除すること。
23. 夏季加算の創設を国に要望し、当面、自治体独自の施策を講じること。
24. 夏季、年末一時金は復活すること。
25. 一時扶助について
 - イ. 冷蔵庫や洗濯機、転居の際の原状回復費用などにも支給対象を広げ、支給額は大幅に引き上げること。
 - ロ. 入学準備金・体操服・修学旅行費などは実態に応じた実費を支給すること。
26. 住宅扶助について
 - イ. 住宅扶助基準を元に戻すこと。
 - ロ. 住宅扶助は家賃・敷金の実勢価格で支給すること。
 - ハ. 平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。
 - ニ. 新規申請の場合の高額家賃についても特別基準の設定を積極的に行うこと。
 - ホ. 実態を無視した転居の指導指示はせず、生活保護利用者の意思を尊重すること。
 - ヘ. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。
 - ト. 公営住宅に当選した場合は、無条件で敷金と転居費用を支給すること。
 - チ. 風呂設備の設置費用は実情に即して支給すること。
27. 税、国民健康保険料、介護保険料滞納分の徴収については、関係部局と連携し、執行停止などを徹底すること。
28. 自動車保有を認めること。
29. 125CC以下のバイクの保有の要件を緩和すること。
30. 医療を受ける権利について
 - イ. 医療券でなく、健康保険証と同じ形式の医療証を交付すること。
 - ロ. ジェネリック医薬品の処方医師の知見に基づいて行い、本人の意思に反する強制はしないこと。
 - ハ. 入院時の基準生活費・入院患者日用品費は、実態に応じた額に引き上げること。

- ニ. 大阪市は調剤券の発行をやめること。
 - ホ. 医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施せず、カード作成の強要はしないこと。
31. 移送費について
 - イ. 平成 22 年 3 月 12 日に出された厚生労働省通知に基づき、通院費支給を保障すること。
 - ロ. 福祉事務所へ行くための交通費を支給すること。
 - ハ. 求職活動に必要な交通費は実費支給すること。
 32. 申請時のつなぎ資金や受給中の特別需要のための貸付を行い、福祉事務所で予算化すること。また、貸付金額を生活扶助の半月分まで増額すること。
 33. エアコンの設置・修理について
 - イ. すべての世帯に冷暖房器具の新設費等を実費支給すること。
 - ロ. 冷房器具の支給要件はなくすこと。
 - ハ. エアコンの修理費は「住宅維持費」の特別基準として支給すること。
 - ニ. 当面、エアコン購入のための生活福祉資金貸付の返済金を控除すること。
 34. 生活保護費の漏給や過誤払いを防ぐためにも、わかりやすい生活保護費の明細書を支給ごとに出すこと。
 35. 加算や扶助は漏れのないよう十分留意し、漏給は発生した時点に遡って支給すること。
 36. 葬祭扶助の支給については親族・遺族に徹底すること。
 37. 死亡後の家の片付け代やゴミ処理料金については、行政の責任で行うこと。
 38. 民生委員による毎月の保護費の明細書の配布はやめること。
 39. 高校生のアルバイトは収入認定しないこと。
 40. 大阪市の交通費半額制度、上下水道免除制度は関係部局に復活を求めること。
 41. 自転車保険の加入保険料とヘルメットの購入費用は、通学・通勤に限定せず支給すること。
 42. 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
- (2) 国に要求すること
1. 生活保護基準は 2013 年 7 月以前の基準に戻し、物価の上昇に見合う引き上げを行うこと。
 2. 63 条に基づく「払いすぎた保護費の返還債権」の非免責債権化や、保護費からの天引き徴収、ジェネリック医薬品の使用の義務化は元に戻すこと。
 3. 生活保護利用者が、医療扶助を利用する際、マイナンバーカードによる資格確認の導入は実施しないこと。
 4. 住宅扶助基準と冬季加算は元に戻すこと。
 5. 共益費も住宅扶助の対象とし、支給すること。
 6. 生活保護は全額国庫負担とすること。
 7. 夏季一時金制度と夏季加算を新設すること。
 8. 老齢加算を元に戻すこと。
 9. 級地見直しによる引き下げ、期限付き保護などの改悪はやめること。
 10. 要保護世帯向け長期生活支援資金（リバースモーゲージ）を中止すること。
 11. 大学や専門学校に進学する子どもを世帯員として認めること。
 12. 医療抑制につながる調剤薬局の限定は実施しないこと。

13. 検診命令は「命令」ではなく「健診指示書」などの名称に変更すること。
14. だれもが気兼ねなく利用しやすい制度にするため、生活保護法を「生活保障法」に名称を改めること。
15. ケースワーカーの外部委託は実施しないこと。
16. 保護開始時の手持金の保有は、少なくとも最低生活費の3ヶ月程度は認めること。
17. 単身者が死去した際も葬祭扶助を支給すること。
18. 鍼灸治療の回数制限はなくすこと。

6. 生活困窮者自立支援法について

1. 生活困窮者自立支援に名を借りた生活保護の申請権を侵害しないこと。
2. 自立支援プログラムは本人の意思を尊重し、自治体の責任で働く場を確保すること。
3. 指導資格のない就労支援員の「指導」はやめること。

7. 低所得者に対し、自治体の独自措置を拡充すること

1. 生活保護基準の1.5倍までの世帯に対し、夏季一時金・年末一時金・物価手当を支給すること。
2. 多重債務相談窓口を設置し、多重債務者の発見・救済体制を確立すること。
3. 上下水道料金、し尿・汲み取り料金の軽減・免除制度をつくり、拡充すること。
4. 家電リサイクル法の施行にともなう低所得者への助成制度をつくること。
5. 自転車条例の施行にともなう自転車保険の加入義務化に対し、給付制度をつくること。
6. 低所得者世帯にエアコンの購入・設置費用を給付すること。
7. 電力会社に対し、電気料金滞納による電気配給を停止しないように要請すること。
8. NHK受信料は、生活保護基準の1.5倍までは免除するなど、国に福祉料金制度をつくるよう要望すること。

8. 生活資金について

1. 緊急生活資金貸付制度の改善について
 - イ. 無担保・無保証人・無利子の原則を守ること。
 - ロ. 貸付理由を制限せず、原資を大幅に増やし、貸付限度額を30万円に引き上げること。
 - ハ. 失業者をはじめ希望するすべての人に必要額を貸し出すこと。その際「雇用予定証明」「雇用証明」は求めないこと。
- ニ. 大阪府小口生活資金制度の居住3ヶ月条項はやめること。
2. 生活福祉資金について
 - イ. 原資を大幅に増やし、手続きを簡素化し、早期に貸し付けること。
 - ロ. 申込みの受付は社会福祉協議会を窓口としておこなうこと。
 - ハ. 連帯保証人、連帯借受人なしでも無利子とし、適用を拡大すること。
 - ニ. 各貸付額を引き上げ、利息を引き下げること。
 - ホ. 生業資金は自己資金なしでも借りられるようにすること。
 - ヘ. 離職者支援資金貸付は、書類の簡素化を行い、借りやすくすること。

3. 母子・父子・寡婦福祉資金は原資を大幅に増やすこと。手続きを簡素化し、連帯保証人なしでも無利息とするなど借りやすい制度に改善すること。就学支度資金については、入学に間に合うよう決定を早めること。
4. 高齢者・障がい者向けの住宅改造の貸付け枠を広げること。
5. 大阪市は、緊急援護資金制度をもとに戻すこと。

9. 高齢者対策について

(1) 自治体として次のことを実現すること。

1. 猛暑による熱中症対策について
 - イ. エアコン購入・設置費用を給付すること。
 - ロ. 電気・ガス料金などの補助制度を実施すること。事業会社には、減免制度の実施を要請すること。
 - ハ. 水道料金の福祉料金減免制度をつくること。
2. 高齢者への行政訪問を行い、実態を緊急に把握して対策を講じること。
3. 防水性の緊急通報機器、電磁調理器、歩行支援具、杖、補聴器、福祉電話などの日常生活用具の支給品目を拡充すること。
4. だれもが入浴できる低額なグループホームをつくること。
5. 高齢者の入浴する権利を保障するため、安全に入浴できる公的施設の建設や住居の浴室改装費用を給付するなどの手立てをとること。
6. 老人医療費助成（無料）制度を復活させること。
7. 在宅、入院、一人暮らしにかかわらず必要とする人には紙おむつを実費支給すること。老健施設や病院からの追い出しと医療差別をやめ、差額ベッド代は廃止し、入院給食費の減額適用基準を広げ、非課税については全額補助をすること。
8. 街かどデイハウスへの補助金を拡充すること。
9. 高齢者福祉を拡充すること。
 - イ. 65歳以上の高齢者に電車・バス・地下鉄などの無料乗車証を支給すること。また、社会参加や日常生活に支障のないよう、公共交通の拡充やタクシー券を発行すること。
 - ロ. 予防・治療・リハビリ・介護などの総合的な制度を負担なしで完全実施すること。
 - ハ. 高齢者健康診断について精密検査の項目を増やし、無料でおこなうこと。
10. 加齢性難聴などの補聴器の購入費用の助成制度を実施・拡充すること。

(2) 国に要求すること

1. 老人医療制度の対象年齢を65歳以上とし、無料制度を実施すること。
2. 加齢性難聴などの補聴器は保険適用し、購入費用の助成制度を実施すること。

10. 子育て・保育について

1. 児童手当は支給額を引き上げ、支給は毎月支給にすること。
2. ひとり親世帯への就労支援策を充実すること。
3. 児童扶養手当について
 - イ. 所得基準と支給額を大幅に引き上げ、就労の有無など受給年数による支給制限はしな

- いこと。
- ロ. 申請を簡素化すること。認定については本人の所得のみとすること。当面、親族との同一世帯であっても生計を別にする場合は本人の所得のみの認定とすること。
 - ハ. 遺棄など手続きについては、本人の申請にもとづき、民生委員の証明（独身証明）を求めないこと。
 - ニ. 扶養親族数などは現況で認定すること。
 - ホ. 認定は実態でおこない、申請書のみでも受理し、申請日から支給すること。申請は所得証明のみでおこない、民生委員の介入はしないこと。
 - ヘ. 失業などの所得減少があった場合は、現況に応じて認定すること。
 - ト. 公的年金との併給は、全額を支給すること。
 - チ. 支給は毎月支給にすること。
4. 入院助産の改善について
- イ. 出産費用は保険適用にすること。
 - ロ. 認定基準を大幅に引き上げ、本人負担を軽減すること。広報などで制度の周知をはかること。
 - ハ. 行政区毎に認可施設とベッド数を増やし、診療所・助産院などにも積極的に働きかけること。また、自治体独自に適用を拡大しているところには府として補助をすること。国にも求めること。
 - ニ. 申請権を保障し、手続きは簡素化すること。所得は課税証明のみで、また離婚、失業・収入減少など現況に応じて認定すること。
5. 保育について
- イ. 公的保育制度を守り、公立保育所をふやし、民営化や統廃合はやめること。指定管理者制度を導入しないこと。
 - ロ. 待機児童をなくし保育内容を充実すること。待機児童の基準を明確にすること。
 - ハ. 入所申し込みの手続きについては、簡素化すること。
 - ニ. 家庭保育・ベビーセンター等、無認可保育所に大幅に補助をふやすこと。
 - ホ. すべての保育所、認定こども園の保育料は無償にすること。
 - ヘ. 保育料滞納世帯への資産の差押えはしないこと。
 - ト. 保育士を増員すること。
 - チ. 保育士は有資格者とし、雇用は正職員として身分保障を行うこと。また、賃金保障・労働環境など職員の待遇改善を行うこと。
6. 小学校区ごとに学童保育を公営で実施すること。民間の学童保育は補助金を大幅に増やして、父母負担を軽減すること。大阪市は、「子どもの家事業」の補助金を復活すること。
7. 児童相談所を増設し、体制を充実すること。児童福祉司を増員し、地域とも連携しながら虐待防止対策を行うこと。
8. 公的保育を破壊する「子ども・子育て支援法」は廃止すること。
9. 子どもの貧困問題の実態調査に基づいて対策を講じ、子ども食堂へ補助及び増額を行うこと。

11. 障がい者(児)福祉について

(1) 自治体として次のことを実現すること。

1. 障がい福祉サービスの利用料徴収にあたっての収入認定は、世帯合算ではなく、障がい者本人のみの所得とすること。
2. 地域生活支援事業は、従来どおり「応能負担」「負担なし」にすること。
3. 浅田訴訟の判決をふまえ、65歳以上の障がい者については、一律に介護保険の利用の優先を求めるのではなく、本人の意思を尊重した柔軟な対応を行うこと。2号被保険者についても同様に行うこと。
4. 障がい支援区分認定は的確におこない、必要な支援がいきわたるようにすること。
5. 重度障がい者(児)の医療の公費負担制度を改悪しないこと。2018年4月の制度改定が、障がい者(児)・高齢者のくらしに及ぼした影響について実態を調査すること。
6. 雇用と仕事・生活や医療・教育や住宅、社会生活にわたる生存権を保障する総合的な対策をたてること。
7. 障がい者(児)の入所・通所施設・環境の改善・増設を早急にはかること。また、公共施設、駅や公園などへ多目的トイレを設置し、車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。
8. 重度障がい者等タクシー料金給付事業(福祉タクシー)は利用回数を増やし、1回当たりの走行距離制限をなくすなど、障がい者の移動の自由を保障すること。
9. 日常生活用具や福祉電話等は、希望者全員が無料で活用できるようにすること。
10. 大阪市は、地域活動支援センターの補助額を大幅に引き上げること。
11. 障がい者(児)に対する社会復帰の訓練施設の整備に対し、府(市)として助成制度の充実を図ること。
12. 児童生徒の増加に見合った大阪府立特別支援学校の増設をすすめること。
13. すべての交通機関にエレベーター及び、落下防止柵等を設置すること。また内部障がいを含め、介護者にも無料乗車証を支給すること。
14. 障がい者(児)のいる家庭の相談窓口を公的責任で設置すること。
15. 精神障がい者保健福祉手帳を交付する際には、期限があることを説明し、有効期限がきる前に、更新申請のお知らせを送付すること。
16. ヘルパーの人員を拡充し、待遇改善を行うこと。

(2) 国に要求すること。

1. 障がい者の無年金者を救済すること。
2. 障がい者用トイレの設置や車椅子通行などのためのバリアフリーや通行環境整備を行い、社会参加できる環境づくりに努めること。そのための補助制度を拡充すること。

12. 国民年金の改善と拡充について国に要望すること

1. 年金の引き下げは行わず、マクロ経済スライドはやめること。また、支給開始年齢は60歳に引き下げること。
2. 全額国庫負担による最低保障年金制度を確立し、月額15万円以上を保障すること。
3. 国庫負担を増やし、保険料は払える額に引き下げること。減免基準は本人の所得のみとす

- ること。保険料の減免基準を引き上げ、免除期間の支給年金額を10割とすること。
4. 学生については保険料を免除し、年金支給額の減額もやめること。
 5. 60歳以上の加入者の保険料の免除制度をつくること。
 6. 無年金者の実態をつかみ、無年金者をなくす救済措置をただちに実施すること。
 7. 年金保険料滞納者への差押さえはしないこと。
 8. 障がい年金は、受給要件を緩和し、実態に即して支給すること。
 9. 支給は毎月支給とすること。
 10. 国民の公的年金の保険料を原資とする、株や債券の運用はやめること。

13. 国民健康保険について

- (1) 保険料引き上げなどにつながる国民健康保険の広域化（都道府県化）はやめること。
- (2) 社会保障の原則をつらぬき保険者（市町村）として実現すること。
 1. 高すぎる保険料を大幅に引き下げるため、一般会計からの繰り入れを増やすこと。
 2. 滞納者への資産調査、差押えをやめ、高額療養費や出産費・葬祭費などの給付を保険料（税）に充当しないこと。
 3. 滞納者への制裁措置はやめ、保険証は無条件で交付すること。
 4. 保険料（税）減免は、生活保護基準以下の世帯にあつては免除とし、生活保護基準の1.5倍までは漸減方式で減額すること。
 5. 一部負担金の減免制度を拡充すること。
 6. 傷病手当制度を創設すること。
 7. 保険料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。
 8. 葬祭費を引き上げること。
 9. 出産育児一時金を引き上げること。
- (3) 国に要求すること。
 1. 健康保険証を存続し、マイナンバーカードへの一本化は中止すること。
 2. 保険料の応益割（均等割・平等割）はなくすこと。当面、子どもの均等割賦課は早急になくすこと。
 3. 国庫補助金を大幅に引き上げること。
 4. 滞納者への制裁措置はやめ、保険証は無条件で交付すること。
 5. 傷病手当制度を創設すること。
 6. 葬祭費を引き上げること。
 7. 出産育児一時金を引き上げること。

14. 公費負担医療制度の拡充について

- (1) 大阪府は、ひとり親・こども・障がい者の一部負担金助成制度を無料に戻し、老人医療費助成制度は元に戻すこと。当面、手続きを簡素化すること。
- (2) 自治体として次のことを実現すること。
 1. こどもの医療費助成制度は所得制限をなくし、高校卒業年度末まで拡充すること。
 2. 難病特定疾患の諸費用を公費負担とすること。

3. ひとり親医療の所得制限をなくすこと。
 4. 入院給食費の自己負担をなくすこと。
 5. 補聴器の購入の助成制度をつくること。
- (3) 国に要求すること。
1. こどもと妊産婦・障がい者・高齢者・ひとり親に対する公費負担医療費無料制度を新設すること。
 2. 難病特定疾患の指定疾患を増やし、軽傷・重症にかかわらず助成を行い、一部負担はやめること。
 3. 不妊治療分野の拡充と保険適用除外（特定不妊治療）への補助を行うこと。
 4. 補聴器の購入を保険適用すること。

15. 医療制度の改善について

- (1) 自治体として次のことを実現すること。
1. 夜間・休日の医療体制を確立し、産婦人科・小児科医療体制をととのえること。
 2. 公立医療機関の統廃合や民営化をやめ、地域ごとの公立総合病院をつくること。
 3. 救急救命センターの見直し、廃止は行わないこと。補助金は廃止しないこと。
 4. 厚生労働省通知にある、入院した場合の差額ベッド（特別療養環境室）代について、本人の同意なく徴収しないよう医療機関へ徹底すること。
- (2) 国に要求すること。
1. 重症化を招く恐れのある入院ベッド数の削減はしないこと。
 2. 限度額認定の適用基準を拡充すること。
 3. 国立病院機構の統廃合をやめ、地域ごとに国立の総合病院を建設し、診療科目による無医地区をなくすこと。
 4. 看護師や医師（特に産婦人科・小児科）などの医療従事者を大幅にふやすこと。
 5. 治療の一環でもある入院給食は、自己負担をなくすこと。
 6. 紹介状なく大病院を受診したさいの初診時の追加負担はやめること。

16. 介護保険制度の抜本的改善をすること

- (1) 自治体として次のことを実現すること。
1. 保険料は本人の所得のみで算定すること。
 2. 一般会計からの繰り入れをし、保険料と利用料を引き下げること。
 3. 減免制度について
 - イ. 保険料・利用料の減免制度をつくり減免基準を引き上げ、資産要件はなくすこと。
 - ロ. 生活保護基準以下の世帯（人）の保険料・利用料は免除し、保護基準の1.5倍まで軽減措置を設けること。
 - ハ. 減免申請の際、同意書・資産申告書はとらないこと。申請手続きを簡素化すること。
 - ニ. 保険料の減免は、滞納者にも適用すること。
 4. 保険料滞納者に制裁措置はしないこと。

5. 施設利用者の介護保険負担限度額認定の資産要件は撤廃し、同意書の強要はしないこと。
 6. 介護認定基準を元にもどすこと。介護認定の調査については、調査結果の内容を明らかにし、写しを本人にわたすこと。
 7. 年齢に関わらず要支援・要介護認定者全員に「障害者控除対象者認定書」を発行すること。
 8. 地域包括支援センターを増設と人員を拡充し、利用者・家族の意向を尊重すること。
 9. ホームヘルパーの人員を拡充し、待遇改善を行うこと。
 10. 介護認定は「身体機能」の把握だけでなく、精神状況や家族、住居の条件など高齢者の生活状況を丁寧に聞き取り総合的に判断すること。また、認知症対策を早急にとること。
 11. 大阪市は、介護保険事務センターでの介護認定はやめ、区役所での認定に戻すこと。
 12. 安心して住める特別養護老人ホームや老健施設を大量に増設すること。
 - イ. 社会福祉法人施設の職員を大幅に確保・拡充し、十分な賃金保障をすること。
 - ロ. 費用負担と施設の徴収額を引下げ、低所得者の軽減措置をとること。
 - ハ. 介護認定されたすべての人に入所を認めること。
 13. 審査請求について
 - イ. 行政不服審査法に基づき、国民の審査請求する権利を認めること。
 - ロ. 口頭意見陳述の日程は、審査請求人や代理人へも確認し、日程調整をすること。
 - ハ. 口頭意見陳述の際には審理員を出席させること。
- (2) 国に要求すること。
1. 保険料は本人の所得のみで算定すること。
 2. 国の負担割合を当面 35%に引き上げ、一般会計からの繰り入れを認めること。
 3. 生活保護基準以下の世帯（人）の保険料・利用料は免除し、保護基準の 1.5 倍まで軽減措置を設けること。
 4. 保険料の年金天引きはやめること。
 5. 保険料徴収年齢の引き下げはしないこと。
 6. 要介護 1・2 を介護保険適用からはずさず、要支援 1・2 の保険適用をもとにもどすこと。介護認定されたすべての人に特別養護老人ホームへの入所を認めること。
 7. 特定疾病以外でも、介護が必要な場合は 40 歳から利用できるようにすること。
 8. 介護施設における「ホテルコスト」を廃止し、徴収は猶予すること。
 9. 事業者への介護報酬は公費負担で大幅に引き上げること。

17. 後期高齢者医療制度

1. 後期高齢者医療制度は廃止すること。
2. 医療費の窓口負担増は中止すること。
3. 当面、保険料は生活保護基準の 1.5 倍までは免除し、漸減方式にすること。
4. 保険料と一部負担金の減免制度を拡充すること。
5. 年金からの天引きはやめること。
6. 短期証の発行はしないこと。
7. 滞納者への制裁措置はやめ、保険証は無条件で交付すること。

18. 憲法と子どもの権利条約に基づく民主教育を確立し、教育の機会均等を保障すること。

- (1) 学校に対し、「万博への学校単位での招待事業」へ参加の強要はしないこと。
- (2) 自治体として次のことを実現すること。
 1. 専門職としての教師の教育権限と各学校の教育課程編成権を保障すること。
 2. 給食は学校教育の一環と位置づけ、自校直営方式の小・中学校給食を実施し、無料とすること。
 3. 小・中・高等学校での30人学級を早急に実施すること。
 4. 正規の教職員（養護教員も含む）の数を大幅に増やすこと。
 5. 学校現場からいじめ・暴力・体罰を一掃すること。
 6. 事実をゆがめたり戦争を美化する歴史教科書を採用しないこと。
 7. アトピー児の給食対策など、児童生徒の症状にあわせたアレルギー性疾患の対策をとること。
 8. 差別・選別のつめこみ、習熟度別教育をなくし、規則押しつけの校則を改めること。
 9. 学力テストの結果を公表せず、テスト結果に応じて、教職員の給与や人事評価に反映させないこと。
 10. 民間からの公募校長の配置はやめること。
 11. 教育をゆがめる中学生のチャレンジテストや小学生のすくすくウォッチは廃止すること。
 12. 学校統廃合につながる小中一貫校の設置はやめること。
 13. 小・中学校の全教室と体育館を含むすべての施設にエアコンを設置すること。
 14. 個人情報保護条例を守り、宿泊を伴う校外学習に健康保険証のコピーの提出を求めないとした通知を徹底すること。
 15. 学校と子どもを競争に迫いたてる「教育基本条例」、「大阪市立学校活性化条例」を撤回すること。小・中学校の学校選択制を実施しないこと。
 16. 児童生徒の学校での怪我は立替払いなどをさせないこと。
 17. 夜間中学校・夜間高校を増設し、補食給食、交通費の支給など就学支援施策を充実させること。
 18. 生理用品を学校や公共施設のトイレに常設すること。無償配布するための財政措置を行うこと。
 19. 子どもの権利条約を4原則（①生命、生存及び発達に対する権利、②子どもの最善の利益、③子どもの意見の尊重、④差別の禁止）をふまえて、子ども・市民に広報周知すること。
 20. 学校のトイレの洋式化や改修費用の予算措置をとること。
 21. 自衛隊への修学旅行や職場体験学習はやめること。
- (3) 就学援助の適用と拡大について自治体として実現すること。
 1. 生活保護基準引き下げに伴う適用基準の引き下げはせず、大幅に引上げること。
 2. 就学援助は、広報などで広く知らせること。
 3. 府は、直接申請の道を閉ざしている自治体には、その道を開くよう自治体に指導すること。
 4. 申請受理は年間を通じて行い、申請時期にかかわらず年間分を支給すること。
 5. 申請書や手続きは簡素化し、すべての行政実務は教育委員会で行うこと。
 6. 就学援助は保護者の申請にもとづいて教育委員会の責任で認定し、大阪市は区役所に窓口

- を設け、区長認定を復活させること。
7. 就学援助の認定にあたっては主たる学資負担者の所得・税務資料など客観的資料でおこなうこと。
 8. 適用拡大・給付改善をおこなうこと。PTA 会費・クラブ活動費・生徒会費・メガネなどの購入費用・オンライン授業に必要な通信費は実費支給するよう市町村に指導すること。入学準備金は増額し、入学前の年末までに支給すること。大阪市は支給項目をふやすこと。
 9. 中学校で給食を実施していないところは、実施まで給食費相当額を支給すること。
 10. 学校保健安全法による医療給付を完全実施し、医療券は迅速に発行すること。
 11. 府は自治体がおこなっている独自措置を含めて、就学援助の実施に対し補助をすること。
- (4) 就学援助に関して国に対し次のことを要求すること。
1. 義務教育は完全無償化とすること。
 2. 準要保護世帯分は国庫負担とすること。
 3. アトピーや喘息など学校保健安全法にもとづく学校病を拡大すること。
- (5) 大阪府立高等学校・大学について
1. 府立高校の統廃合はおこなわず、学区制は元に戻すこと。
 2. 入学金滞納世帯の入学取り消しはやめ、教科書などの学校徴収金、日本スポーツ振興センター共済掛金は無償化すること。
- (6) 私立高等学校授業料の軽減制度を拡充し改善すること。
1. 本人直接補助制度に改め、直接申請の道を開くこと。
 2. 府は助成改悪をやめること。軽減基準と各軽減額を引き上げ、学校への補助予算を削らないこと。
 3. 就学支援金制度を拡充し、改善すること。
 4. 入学金補助制度を創設すること。
- (7) 幼稚園、高等学校、大学に関して自治体として次のことを実現すること。
1. 公立幼稚園は民営化・廃止しないこと。幼稚園の3年保育をすべての自治体（園）で実施すること。
 2. 幼稚園就園奨励費補助の対象を拡げて補助額を引き上げ、園を通さずに直接父母に支給する道を開くこと。公立幼稚園の保育料減免基準を明定化し、自治体窓口で処理すること。
 3. 奨学資金と入学準備金貸付制度をつくり、必要なすべての人に貸し付けること。入学準備に間に合うよう手続きは簡単なものにする。
 4. 給付制の奨学金を拡大すること。
 5. 「日の丸・君が代」を学校現場に押しつけないこと。
- (8) 国に要求すること。
1. 全国いっせい学力テストを実施しないこと。
 2. 教科書の無償制度をつづけること。教科書検定は民主的に実施すること。
 3. 高校授業料無償化を復活させること。
 4. 給付制の奨学金を拡大すること。
 5. 道徳科は廃止すること。

19. すみよい街づくりについて

(1) 災害対策の強化

1. 建築物の補修・点検、避難対策をとること。
2. 地震・津波については公的責任で緊急対策をとること。
3. 安全を確保する避難ビルや施設を確保すること。
4. 集中豪雨などの災害対策をとること。

(2) 生存権としての住宅保障について

1. 公営住宅に入居できない低所得者・高齢者に対して家賃補助をすること。
2. 生活困窮のために家を失った世帯に対し住宅を保障すること。また、被災・罹災世帯に対し、住宅を保障すること。
3. 高齢者向け民間住宅を行政の責任で借り上げること。
4. 民間住宅も含め、住宅や居住者の実態調査を行い、その調査に基づく公営住宅施策を講じること。
5. 高齢者や障がい者などが安心して住める、ケアハウスのような公的な住宅施策を講じること。

(3) 公営住宅について

1. 公営住宅の建設について

- イ. 低家賃の公営住宅を新しく大量に建設すること。
- ロ. 建替えに伴う余剰地は民間に売却せず、公営住宅を建設すること。建設する際は、地元の意見を反映すること。

2. 公営住宅の管理戸数の削減はしないこと。大阪府は、府営住宅の市町村への移管はやめ、府営住宅として管理を続けること。

3. 公営住宅の入居について

- イ. 入居資格の収入基準を大幅に引き上げること。
- ロ. 老人・障がい者・ひとり親世帯及び単身者向けの福祉住宅の枠を大幅に拡げること。
- ハ. 単身者の入居基準の年齢制限をなくすこと。

4. 大阪府は入居者の地位承継制限を完全に撤廃すること。大阪市は導入しないこと。

5. 家賃は主たる生計者で収入認定し、家族合算しないこと。

6. 収入が減った場合は現状で対応し、家賃を更正すること。

7. 収入申告時の課税証明は無料とすること。

8. 駐車場使用料は引き下げること。外来者用も含めた駐車場を確保し、運営は住民(居住者)合意による民主的管理とすること。

9. 退去時の原状回復については自治体負担とすること。

10. すべての住宅に風呂を設置すること。

11. 車椅子専用住宅への入居の際、障がいの実態に伴った改修を入居までに行うこと。

12. 家賃減免の改善について

- イ. 減免基準を大幅に引上げること。生活保護基準以下の所得の場合は免除し、保護基準の1.5倍までは漸減方式とすること。
- ロ. 生活保護基準の引下げに伴い、ひきつづき家賃減免基準を引下げないこと。

- ハ. 収入ではなく、すべて所得で取扱うこと。
 - ニ. 減免時の各種控除に年金保険料、介護利用料、通院も含む医療費、所得税、住民税を加えること。
 - ホ. 減免は、主たる生計者の収入・所得のみで判断し、家族合算しないこと。
 - ヘ. 傷病手当、児童手当、児童扶養手当、雇用保険給付、遺族年金、障がい年金などの非課税所得は合算しないこと。
 - ト. 添付書類は所得証明（課税証明）のみを原則とし、手続きを簡素化すること。
 - チ. 府下の自治体へ家賃減免基準を明定化するよう指導すること。
13. 大阪市は申し込み 11 回落選者の優遇措置を元に戻すこと。
 14. 大阪市は敷金の減免制度をつくること。
 15. 指定管理者制度は廃止し、管理は自治体の責任で行うこと。
 16. 共益費はなくすこと。当面、減免制度を復活すること。
 17. 住宅の修繕・補修、増改築及び建て替えについて
 - イ. 住宅の補修、増改築及び建て替えは、入居者の要望・意見をよく聞いて、民主的におこなひ、移転は実費を公費で負担すること。
 - ロ. 住居保障の観点から、修繕・補修の公費負担の範囲を拡大し、高齢化にともなう対策を講じること。
 - ハ. 築後 20 年以上の建物の壁の補修、雨漏り対策などは優先的に実施すること。
 - ニ. 住宅の住棟番号の補修や街灯設置などの補修・管理は、住民の安全を図る観点から、速やかに行うこと。
 - ホ. 経年劣化や耐用年数を超える古い住宅設備は、居住者の負担なく交換すること。
 18. 入居者負担なく、すべての中層住宅にエレベーターを早急に設置すること。
 19. 府営・市営住宅の空き家状況を府民（市民）にあきらかにし住宅困窮者の入居を促進すること。
 20. 集会所の使用は集会所運営要綱にもとづいて指導、是正すること。
- (4) 街づくりについて
1. 公共下水道を完備すること。震災対策として耐震性貯水槽を必要なだけつくること。
 2. 公営住宅の建て替えなどに伴う余剰地など、住民の身近な所で施設を完備し、内容を充実し、低料金または無料にすること。
 - イ. 夜間も使用できるグラウンド
 - ロ. 多目的ホール
 - ハ. スポーツセンター
 - ニ. 図書館
 - ホ. 総合病院・救急医療施設
 - ヘ. 養護（特別養護）老人ホーム、デイケア、ショートステイ、高齢者のつどえる場
 - ト. 子どもが安全に遊べ、交流できる広場や公園
 - チ. 児童館、学童保育を拡充し、当面、空き教室や校庭、プール等の利用ができるようにすること。
 - リ. 公立の保育所・幼稚園

- ヌ. 公設浴場をつくり、公衆浴場には補助を行うこと。
3. 公共施設の利用料金を引き下げること。
 4. 公的責任で無料駐輪場をつくること。
 5. ゴミ回収の有料化をしないこと。
 6. 地域住民からの要望に基づき防犯灯を設置すること。
 7. バリアフリー化を徹底すること。
 8. 地域の公園・樹木の管理・整備に予算措置を講じること。
20. 保健所を府下全域に、最低人口10万人につき1ヶ所建設すること。少なくとも、各自治体・行政区に1ヶ所の保健所を設置すること。保健所には医師や看護師は常駐させること。
21. 全住民を対象とした無料の健康診断を行い、新型コロナウイルス、伝染病など流行病に対する検疫や検査、予防接種は無料でおこなうこと。
22. 「非核平和都市宣言」をして平和の推進に貢献し、被爆者の生活・医療を完全に保障すること。
23. 人権啓発推進の名による同和行政の存続をやめ、差別を固定化する「大阪府人権尊重の社会づくり」条例は廃止すること。
24. 行政手続き法の施行及び各自治体の条例化に基づき、自治体として各制度の手続きを明定化すること。
25. 大阪市の権限を大阪府が奪う「広域一元化条例」は廃止すること。
26. 大阪市民を分断する、都構想の3度目の住民投票はしないこと。
27. 「教育行政基本条例」「職員基本条例」「職員の政治的行為の制限に関する条例」を廃止すること。
28. 大阪府は、オスプレイの配備・受入れを行わないこと。大阪市は米艦船の入港を拒否すること。
29. 大阪府は府庁舎を災害に弱い咲洲庁舎から撤退し、大手前庁舎に戻すこと。
30. 市民の移動の権利(交通権)を保障するため、大阪市の交通政策が反映できる地下鉄・市バスに戻すこと。また、区民の声を聞き、コミュニティバスを復活すること。
31. 自衛官募集や自衛隊の催しに自治体は協力しないこと。募集事務に係る対象者情報の提供については、個人情報保護の観点からやめること。除外申請の広報・周知を行うこと。

32. 国に要求すること

1. 核兵器禁止条約を批准すること。
2. 憲法9条を守り、大軍拡につながる「安保関連3文書」は廃止すること。
3. 特定秘密保護法は廃止すること。
4. 「共謀罪法」（改正組織犯罪処罰法）と「土地利用規制法」は廃止すること。
5. 消費税は廃止し、当面5%に引き下げ、インボイス制度は廃止すること。憲法25条に反する社会保障制度改革推進法は廃止すること。
6. 社会保障と税の共通番号（マイナンバー制度）は廃止すること。
7. 東京電力福島第一原発の汚染水（アルプス処理水）の海洋放出は中止すること。
8. 原発を廃止し、自然エネルギーに転換すること。公的施設に太陽光パネルをつけること。
9. 環境基本法は、実効あるものとする。NO_x、CO₂の削減対策を強化し環境基準を早期に達成すること。公害健康被害補償法を復活すること。
10. アスベスト、ダイオキシン、PFASなどの規制条例を制定し、大気汚染、水質汚染対策を強化すること。
11. 地球温暖化対策を講じること。
12. 大学・企業に対する軍事研究・開発の推進はやめること。